

## セフティマネジメント協会

設立15周年記念イベント開催

# リスクマネジメント支援を強化

NPO法人セフティマネジメント協会は11月18日、東京都港区の機械工具会館で設立15周年の記念イベントを開催した。2002年2月の認証取得から15周年を迎える、実践的リスクマネジメントの提供などの活動強化に向けて、17年からの新たなサポート体制や活動計画を説明するとともに、米国で活躍した経験を持つ弁護士2人を招いてPL(製造物責任)に関する裁判をテーマにした特別講演を行った。当日は会員など約40人が参加した。



出崎理事長



伊藤弁護士

合った実践的なリスクマネジメントを提供し、将来に対する不安に的確に対処し、成長に向けて挑戦する企業や個人を支援していく」と述べた。

次に、協会事務局が協会の基本方針やこれまでの協会活動などを振り返った後、17年1月以降の活動プランを紹介。(1)知識の集約(調査・研究・開発)②ノウハウ提供(メールマガジン、ウェブサイトの専門家コラム、公開セミナー)③直接的な支援(さまざまな経営課題に対する解決に適した

専門家との橋渡し)④交流の場の提供(企業交流研究会、人的交流「人生道場」サロン)→を4本柱に、国内外のリスク管理に関する専門的な知識やノウハウを集約し、企業や個人に広く提供することで、潜在リスクの低減や成長のサポートに取



会員が多数参加

り組むとした。  
第2部では、東京パリック法律事務所の伊藤崇弁護士が「米国における裁判の基本構造と訴訟の対応」、また、大江橋法律事務所の小森悠吾弁護士が

「米国訴訟対応—E-discovery」を含め

14年にニューヨーク大学客員研究員として米国の製造物責任を研究し、16年にイリノイ州弁護士に登録した伊藤氏は、米国裁判所の種類や管轄の有無、適用法の決定方法などを紹介した後、訴答(Pleading)、証拏収集(Discivery)、審理(Trial)、判決(Judgment)といった米国裁判の流れを解説。後半は、事案研究として米国

でトヨタ自動車の販売車両が製造物責任に問われた訴訟を紹介した。伊藤氏は、米国連邦裁判所の訴訟件数のうち、実際に判決にまで至るケースはごくわずかで、和解や裁判所での審理の前に終了するケースがほとんどであり、訴訟をじのように終わらせるかが極めて重要との考え方を示し、「本講演を通じて訴訟の流れを知り、いざ事が起こったときに慌てないだけの知識を身に付けていただきたい」と述べた。

イベントの開会に当たって、まず出崎克理事長は、来年2月の設立15周年を節目に新体制を構築することによって、より時代に